

富津市森林整備計画（樹立）

計画期間 $\left(\begin{array}{l} \text{自 令和 7 年 4 月 1 日} \\ \text{至 令和 1 7 年 3 月 3 1 日} \end{array} \right)$

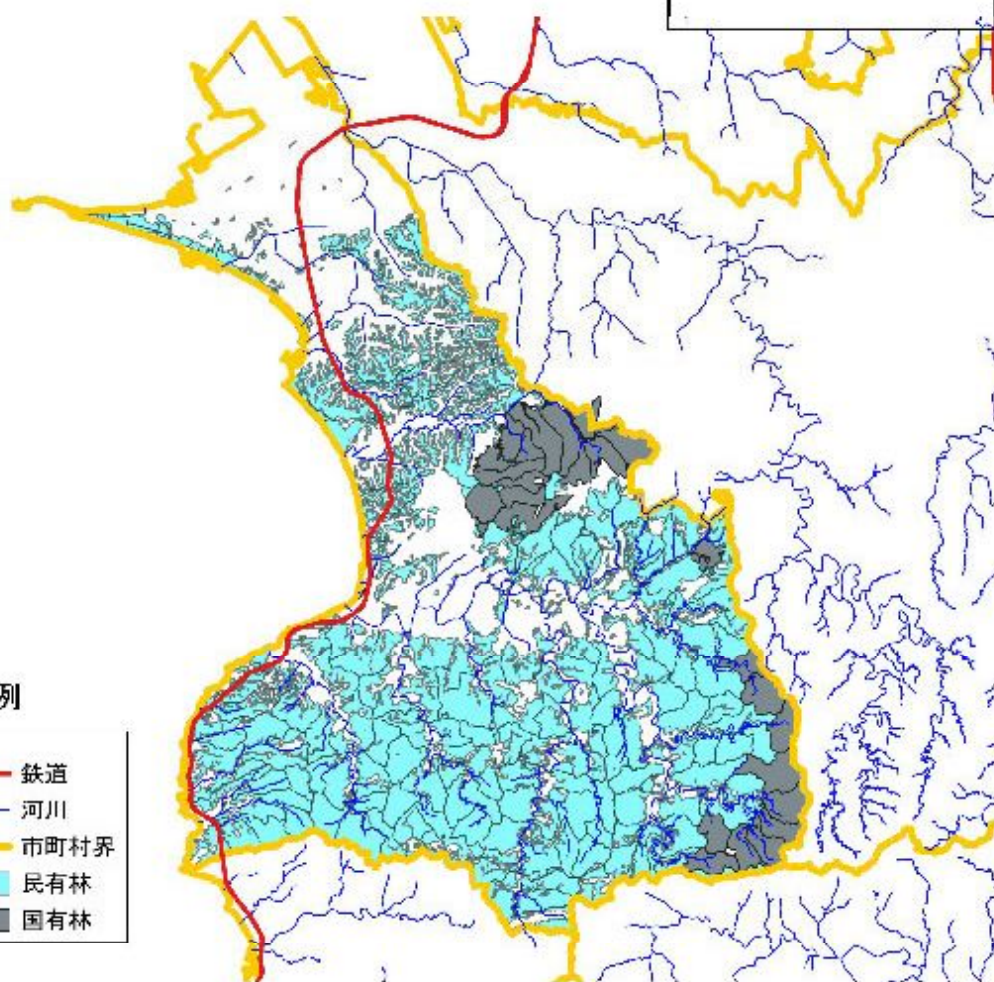
千 葉 県
富 津 市

富津市位置図



凡例

- 鉄道
- 河川
- 市町村界
- 民有林
- 国有林



目 次

市町村位置図

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
- 5 その他必要な事項

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
- 2 保育の種類別の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 3 その他必要な事項

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
- 5 その他必要な事項

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項
- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
 - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び 作業システムに関する事項
 - 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
 - 3 作業路網の整備に関する事項
 - 4 その他必要な事項
- 第8 その他必要な事項
 - 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
 - 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
 - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
 - 4 その他必要な事項
- Ⅲ 森林の保護に関する事項
- 第1 鳥獣害の防止に関する事項
 - 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - 2 その他必要な事項
- 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
 - 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
 - 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
 - 3 林野火災の予防の方法
 - 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
 - 5 その他必要な事項
- Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項
 - 1 保健機能森林の区域
 - 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
 - 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
 - 4 その他必要な事項
- Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項
 - 1 森林経営計画の作成に関する事項
 - 2 生活環境の整備に関する事項
 - 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
 - 4 森林の総合利用の推進に関する事項
 - 5 住民参加による森林の整備に関する事項
 - 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
 - 7 その他必要な事項

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、千葉県南西部中央に位置し、西部は東京湾に接し、東部から南部にかけては、北東部の三舟山系及び鹿野山系、南東部の高宕山系、南部の鋸山系に周囲を囲まれている。

北部はおおむね平坦で田畑が多く、砂土であるため地味は余り肥沃でないがかんがいにより耕作に適している。また、東部から南部に広がる山間部は豊富な森林に恵まれ、これらを源流とする河川の流域に帯状に耕作地が開け、集落が形成されている。

更には東京湾に突き出した富津岬から南に約40キロメートルに及ぶ海岸線は豊かな観光資源に恵まれ南房総国定公園となっている。

本市の総面積は20,540haであり、このうちの約56%の11,561haを森林で占めている。地域森林計画対象民有林の面積は9,790haであり、スギを主体とした人工林の面積は1,688ha、人工林率17.2%となっている。

本市の森林は4分の3を天然林が占めており、人工林については点在していること、また急峻な場所が多く集約することができず林業経営が困難な森林となっているため、伐採期を過ぎた人工林が多くあるなか更新をいかに進めるかが課題である。

富津岬及びその周辺の海岸には飛砂防備、潮害防備、防風を目的とする保安林が配置されているが、松くい虫被害による疎林化等による機能低下が懸念されており、適切な防除や植栽による機能回復を図る必要がある。

また、天羽地区の森林の多くが自然公園地域として指定され、高宕山周辺の自然遊歩道（関東ふれあいの道）や戸面原ダム一帯に整備された市民の森を中心とした地域には、自然景観に優れた森林とのふれあいの場として更なる利用促進に向けた周辺の整備や適切な維持管理が求められる。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの極めて多くの多面的機能を有しており、市民生活と深くかかわっている。

特に、富津岬周辺地域が快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、戸面原ダム周辺地域が水源かん養機能、保健・レクリエーション機能を有している。

森林の有する各機能の発揮のため目指すべき森林資源の姿は次のとおりである。

森林の有する機能	目指すべき森林資源の姿
水源かん養機能	樹木の根が発達し、また適切な立木密度が保たれ下層植生も成立しており、浸透、保水能力の高い土壌を有する森林。
山地災害防止/土壌保全機能	樹木の根が発達し、また適切な立木密度が保たれ下層植生も成立しており、土壌を保持する能力の高い森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。また急傾斜地においては、老齢木、大径木などが適切に除かれていて、倒木による崩壊の危険性のない森林。
快適環境形成機能	樹高や枝葉が十分発達し、風、砂、騒音等に対する遮蔽能力が高い森林。
保健・文化機能	人の立ち入りに適した林内空間や歩道、見通しの確保、又は価値ある樹木や植生、景観の維持がなされている森林であって、必要に応じて林内活動のための施設が整備されている森林。
木材等生産機能	木材等としての需要見込みを有する樹種が良好に生育し、傾斜や地質を考慮して適切に路網が整備され、継続的に伐採搬出、更新、保育による資源の循環利用が行われている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

① 森林整備の基本的な考え方

森林の有する各機能の発揮のための整備の考え方は次のとおりである。

森林の有する機能	森林整備の基本的な考え方
水源かん養機能	樹木と下層植生の良好な発達を確保するため、森林の状況に応じ適切な施業を行う。特に、過密化し下層植生の衰退した森林においては除間伐施業を適切に実施し、水源かん養機能の高い森林の維持、管理を図

	ることとする。 なお、主伐を行う場合は、伐期の延長を図り、択伐または小面積皆伐を行うことで森林が裸地化する期間や面積を最小限に抑えつつ、速やかな更新に努め、また路網の整備を行う場合は森林の水源かん養機能の低下を招くことが無いよう十分な注意を払う。
山地災害防止/土壌保全機能	樹木と下層植生の良好な発達を確保するため、森林の状況に応じ適切な施業を行う。特に、過密化し下層植生の衰退した森林においては除間伐施業を適切に実施し、土壌を保持する能力の高い森林の維持、管理を図ることとし、また急傾斜地の老齢木、大径木については適切に除伐を進め、倒木による崩壊の危険性の低減に努めるものとする。 なお、主伐を行う場合は、伐期の延長、あるいは択伐や小面積皆伐等により森林が裸地化する期間や面積を最小限に抑えつつ、速やかな更新に努め、また路網の整備を行う場合は森林の土壌保持機能の低下を招くことが無いよう十分な注意を払う。
快適環境形成機能	樹高や枝葉が発達した森林を維持するため、森林の状況に応じて適切な施業を行う。特に、病虫害被害の発生している森林については、被害木の伐倒、除去やその後の更新を図る施業の他、病虫害の予防、防除についても積極的に行うこととする。
保健・文化機能	保健休養を目的とした林内活動や、価値ある植生、景観の維持を考慮しつつ、森林の状況に応じて適切な施業を行う。特にハイキングやその他レクリエーション利用が見込まれる森林については、遊歩道周辺の見通しの確保や荒廃森林の整備等を図ることとする。
木材等生産機能	スギ、ヒノキ等の人工林や、用材としての利用が見込まれる樹種を含む天然林については、間伐等の保育を進め、その過程で伐採された材については路網を整備しつつ搬出し、薪炭材やきのこ原木、バイオマス資源等としての利用も含め積極的に活用する。 なお、状況によっては主伐を実施して材を搬出利用し、跡地は植栽又はぼう芽等の天然更新により有用な樹種の更新を図り、森林資源の循環利用を進めるものとする。 また、用材生産が見込めない天然林においても、用材生産が見込める森林と併せて効率的な施業が可能

	な場合は、薪炭材やきのこと原木等としての主伐と更新を推進するものとする。
--	--------------------------------------

② 森林施業の推進方策に係る基本的な考え方

施業の推進に当たっては、森林の現況に関する情報収集や森林所有者、森林組合、林業木材関係事業者の意向の把握を進めつつ、必要とされる施業と必要量を検討し、優先順位をもって取り組むものとする。

なお、地形、地質、その他の条件等を考慮した上で木材の伐採搬出が可能な森林については、森林経営の受委託等による施業の集約化や路網整備を進め、木材生産活動の推進のための各種事業も活用する中で森林施業を推進する。

また、木材の伐採搬出が困難な森林については、必要に応じて森林の公益的機能維持増進のための各種事業を活用しつつ、複層林化を進めることとする。

これらの取組は、森林クラウドを活用し、県や林業事業者等と連携して効率的に実施していくとともに、森林環境譲与税や森林経営管理制度も活用しながら積極的に推進する。

③ 多面的機能を有する森林の施業に係る基本的な考え方

戸面原ダム周辺地域は特に水源かん養機能が期待されていることから、水源かん養保安林及びその周辺の森林について、一体的に水源かん養機能が発揮されるよう伐期の延長や複層林施業の推進により機能の維持を図る。

土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林については、山地災害防止機能が発揮されるよう適正に維持していく必要があることから、間伐を推進する。

富津岬及びその周辺に配置された飛砂防備、潮害防備、防風保安林については、松くい虫防除に加え、疎林化・裸地化した箇所への植栽等を推進し、機能の維持・回復を図る。

④ その他必要な事項

放置され拡大している竹林、非赤枯性溝腐病の被害を受けたサンプスギ林、松くい虫の被害を受けたマツ林、ナラ枯れ被害を受けた広葉樹林、その他病虫害や気象害を受けている森林については、各種事業等を活用しつつ伐採、改植、防除等を推進し森林機能が適切に発揮されるよう整備する。

また地域に多く分布するマテバシイの純林については、過密化と下層植生の衰退が著しい場合があるため、間伐や主伐、更新等の施業を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業は、従来は個々の森林所有者が自ら、あるいは他者に請負を依頼し実施するものが中心であり、現在も積極的な森林所有者は継続して実施している。

しかし、木材価格の大きな上昇が期待できない状況下において森林所有者の施

業意欲は低迷し、境界管理等も不十分であり、また所有規模は一般に零細で、施業の効率化を図ることも困難であることから、個々の森林所有者による施業は今後も限定的にならざるを得ないと考えられる。

そこで、こうした森林所有者による施業に加え、森林組合等が複数の森林所有者から森林経営の委託を受け森林を団地化して実施する集約化施業と、それに伴い取り組まれる路網の整備や境界の管理を推進することで、森林施業の合理化を図るとともに、今後は、これに加えて、森林環境譲与税や森林経営管理制度を活用し、さらなる森林施業の合理化を推進する。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢は下表のとおりとする。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	コナラ クヌギ	その他 広葉樹
全 域	45年	50年	40年	50年	15年	20年

注1) スギ非赤枯性溝腐病、松くい虫、スギカミキリ等の病虫害の被害森林における被害の拡大防止や森林の再生のための伐採及び気象害の被害森林における森林の再生のための伐採については、上記標準伐期齢を適用しない。

2) 道路や電線、その他公共施設及び人家、その他建築物並びに農地への倒木や落枝による被害防止のための伐採（倒木や落枝が生じた場合、道路等に直接被害を与える可能性がある区域の森林の伐採に限る）においては、上記標準伐期齢を適用しない。

3) 特定苗木などの成長に優れた苗木においては、上記標準伐期齢を適用せず、調達が可能となった時点で、その特性に応じた標準伐期齢の設定を検討することとする。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち「主伐」については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す「皆伐」又は「択伐」によるものとする。

- ・「皆伐」

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

- ・「択伐」

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率及び繰り返し期間によることとする。

なお、「皆伐」「択伐」とともに次のア～オに留意するものとする。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新とする場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮し、また優良なぼう芽を発生させるため伐採時期を11月から3月の間とする。

エ 幼齢林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持に留意し、また溪流周辺や尾根筋等へは保護樹帯を設置する。

オ 上記各項に定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）に留意する。

3 その他必要な事項

- ・ しいたけ原木林の伐採

原木林の胸高直径が10～16cmとなった段階で皆伐し、原木を収穫する。伐採の時期は、成長休止期とし、伐期齢は15年程度とする。伐採位置は、更新のたびに高くなるため、初回の伐採位置はできるだけ地面に近く地上5cm程度とし、根株の腐朽を防ぐために切り口は多少傾斜をつけ、水切りを良くする。ぼう芽枝は光を必要とするため、切り株には陽光が十分にあたるようにする。また、林齢が

高くなり、根株の直径が大きくなるほど、ぼう芽する能力が低下するので注意が必要となる。

なお、伐採した原木を使用する場合は、放射性物質の検査を行う必要がある。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、コナラ、クヌギ、ケヤキ	

注) 表中の樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は富津市農林水産課とも相談のうえ、適切な樹種を選択する。

また、道路や電線、公共施設等の周辺など、施設の管理上高木の植栽が適さない箇所については、森林の風倒被害対策の技術資料（案）や県の林業普及指導員の技術的助言等を参考に、中低木の樹種も含めて、適切な樹種を選択することとする。

なお、スギやヒノキによる人工造林に当たっては、花粉発生源対策に資する花粉の少ない苗木（少花粉品種や特定苗木等）を活用するよう努めることとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備 考
スギ	密仕立て	4, 0 0 0	
	中仕立て	3, 0 0 0	
	疎仕立て	2, 0 0 0	
ヒノキ	密仕立て	4, 0 0 0	
	中仕立て	3, 0 0 0	
	疎仕立て	2, 0 0 0	

コナラ クヌギ	ぼう芽枝 を含む	3, 0 0 0	しいたけ原木林で皆 伐後に他の樹種が優 先する場合
------------	-------------	----------	---------------------------------

注) 多様な森林づくりを進める観点や、コンテナ苗の活用による伐採・造林の一貫システム、低密度植栽などの低コスト施業及び効率的な施業実施の観点、森林の風倒被害対策等の観点等から、上表によらない造林計画については、森林の風倒被害対策の技術資料（案）や県の林業普及指導員の技術的助言等を参考に確実な更新に配慮して、植栽本数を決定することとする。

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、傾斜角 30 度以上の急傾斜地及び浮石等の不安定地においては、等高線沿い筋刈地拵えを行い林地の保全に努める。
植付けの方法	全刈地拵えの場合は、正方形植えを原則とし、筋刈地拵えの場合は等高線に沿ってできるだけ筋を通して植付けることとする。 また、作業効率やコスト等を勘案し、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。
植栽の時期	春植えを原則とし、秋植えの場合には根が乾燥しないよう保湿に留意し、適期に行うこととする。 また、コンテナ苗の場合は、林業普及指導員の技術的助言等を参考に、植栽時期を決定することとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に指定されている森林など人工造林による更新は、「皆伐による伐採跡地」については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、「択伐による伐採跡地」については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気

候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとし、森林の確実な更新を図ることを旨として、次の（１）から（３）までの事項を定めるものとする。

（１）天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	コナラ、クヌギ、ケヤキ、エノキ、ムクノキ、サクラ類、イイギリ、クリ、コブシ、シデ類、ハンノキ、ミズキ、クマノミズキ、ホオノキ、カエデ類、ウラジロノキ、マツ類、シイ・カシ類、ヤブニッケイ、ヒメユズリハ、カクレミノ、アカメガシワ、カラスザンショウ、クスノキ、タブノキ、ホルトノキ、カゴノキ、スギ、ヒノキ、モミ、ツガ等将来高木となり林冠（森林上部の葉群層）を構成しうる樹種とする。
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クヌギ、ケヤキ、エノキ、ムクノキ、サクラ類、クリ、コブシ、シデ類、ハンノキ、ミズキ、ホオノキ、カエデ類、シイ・カシ類、ヤブニッケイ、カクレミノ、クスノキ、タブノキ、ホルトノキ等将来高木となり林冠（森林上部の葉群層）を構成しうる樹種とする。

注） ぼう芽更新が可能な樹種であっても、大径木や老齢木で構成される森林においては、樹種によってはぼう芽更新が期待できないことから、天然下種更新のために母樹を残すか、植栽により適確な更新を行うことを基本とし、県の林業普及指導員の技術的助言等を参考に適切な天然更新を行うこととする。

また、道路や電線、公共施設等の周辺など、施設の管理上高木による天然更新が適さない箇所については、森林の風倒被害対策の技術資料（案）や県の林業普及指導員の技術的助言等を参考に、中低木の樹種も含めて適切な天然更新を行うこととする。

（２）天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
（１）に定める樹種	10,000本/ha
ぼう芽更新樹種	5,000本/ha

注） 上記期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、樹高がササ、低木等周辺の競合植生の草丈の2倍以上のものに限る。）を成立させるものとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地 表 処 理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。
刈 出 し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。
植 込 み	天然稚樹等の生育状況等を勘察し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。
芽 か き	ぼう芽発生の数年後に必要なに応じて優良な芽を一株当たり 3 ～ 5 本（マテバシイの場合 6 ～ 10 本）残し、それ以外のものを除去することとする。その後成長を見ながら、1 ～ 3 本（マテバシイ 3 ～ 4 本）を標準に調整することとする。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の状況を確認する方法は以下のとおりとする。

- ・ 本方法において対象とする更新樹種は、ぼう芽枝及び実生稚樹（伐採前に発生したものを含む）、伐採時に残置した若齢木等とする。
- ・ 更新調査は、原則として現地にて標準地（プロット）調査により、実施することとする。
- ・ 標準地の数は、下記を目安として現地の状況に応じて増減する。
天然更新対象地面積 2 ha 未満： 2 箇所 4 ha 未満： 3 箇所
4 ha 以上： 4 箇所を目安に現地の状況に応じて増減
- ・ 標準地は、天然更新対象地の地形植生等を考慮の上、現地実態から平均的と見られる箇所を選定する。
- ・ 標準地 1 箇所の形状は、2 m × 2 m を 5 個、5 m × 5 m を 1 個、正方形または長方形の面積 1 0 0 m² を 1 個など現地の状況に応じて適宜設定する。
- ・ 明らかに天然更新が完了している場合には、目視による判定とすることができるが、この場合写真を 5 年間保管する。
- ・ 当方法により判定しがたい場合は、平成 24 年 3 月林野庁森林整備部計画課作成の天然更新完了基準作成の手引きを参考とすることができる。
- ・ 天然更新調査野帳の様式については、次の様式を標準とする。
- ・ 天然更新が完了していないと判断される場合には、天然更新補助作業（地表掻き起こし、刈出し、受光伐等）又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

別紙

天 然 更 新 調 査 野 帳

調査年月日 年 月 日

調査者

調査地		市町村		大字	番地
伐採年月	年 月	調査対象面積	ha	地形勾配	斜面方向
調査面積		ha	プロット	m × m	箇所
No	樹 高	胸高直径	本数	ha 当り本数	
プロット 1	0.3m 以上 1.3m 未満	—			
	1.3m 以上	4 cm 未満			
		4 ～ 5 cm			
		5 ～ 6 cm			
		6 cm 以上			
プロット 2	0.3m 以上 1.3m 未満	—			
	1.3m 以上	4 cm 未満			
		4 ～ 5 cm			
		5 ～ 6 cm			
		6 cm 以上			
プロット 3	0.3m 以上 1.3m 未満	—			
	1.3m 以上	4 cm 未満			
		4 ～ 5 cm			
		5 ～ 6 cm			
		6 cm 以上			
位置図及び写真	位置図及び各プロットの近景及び遠景写真				

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新することとする。

ただし、伐採実施期間が、伐採開始年度から起算して3年度を超える場合は、伐採開始年度から3年度毎に伐採が終了した部分を分割して、それぞれ伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

千葉南部地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」(平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知)に示す設定例を基本に、以下の森林を基準とする。

- ① ぼう芽更新に適した立木や天然更新に必要な母樹が区域内又は隣接した区域に存在しない森林。
- ② 尾根筋など、現地の生育状況や地形、土壌条件等から判断して、稚樹が発生しても十分な成長が期待できない森林。
- ③ 大面積人工林の皆伐予定地であって、現況の林床に木本類の発生が見られない森林。
- ④ 病害獣害の発生によって、稚樹が発生しても消失する可能性が懸念される森林。
- ⑤ 保安林

ただし、Ⅳの1の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとする。

- ⑥ 開発行為等により、表土がなくなった森林。

なお、当該森林については、伐採を終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
該当なし	

注) 保安林を除く。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命

令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)に定める「人工造林の対象樹種」による。

イ 天然更新の場合

2の(1)の定める「天然更新の対象樹種」による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準は、天然更新の対象樹種が、2の(2)のアに定める「期待成立本数」であることとする。

また、更新の成立は、対象樹種のうち樹高がササ、低木等周辺の競合植生の草丈の2倍以上の立木の本数が、期待成立本数の10分の3を乗じた本数以上とする。

5 その他必要な事項

既往の野生鳥獣による被害状況等から、造林木等への被害が予想される場合は、「Ⅲの第1の1(2)鳥獣害の防止の方法」及び「Ⅲの第2の2鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)」により対策を講じるものとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他
間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹 種	施業 体系	植栽 本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)						備考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
スギ	生産目標 柱材等	3,000	11～15	16～20	26～30	31～35			伐期 45年
	生産目標 大径材	3,000	11～15	16～20	26～30	41～45	56～60	71～75	伐期 90年
ヒノキ	生産目標 柱材等	3,000	11～15	16～20	26～30	36～40			伐期 50年
	生産目標 大径材	3,000	11～15	16～20	26～30	41～45	56～60	71～75	伐期 100年
標 準 的 な 方 法									
1 間伐の時期 間伐の時期は、樹冠がうつ閉して植栽木個体間に競争が生じ始めた時期以降で、 下枝の枯れ上り状況、林床植生の状態により決定することとする。									
2 間伐の選定方法									

植栽木個体間の競争の緩和が間伐の目的であることから、間伐木の選定は被圧木及び形質不良木の上に片寄ることなく、立木の配置がなるべく均等になるように選木することとする。 なお、花粉発生源対策として雄花生産量の多いものを優先的に選木することに配慮する。	
3	間伐の実施間隔の年数は、標準伐期齢未満は10年、標準伐期齢以上は15年とする。
4	間伐率
2回目以降の間伐率は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲で実施することとする。 ただし、間伐対象林分の立木本数が著しく多い場合は、2～3年間隔の間伐を繰返し、適正本数に誘導するよう間伐率を調整することとする。	

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の 種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数											備考
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	・	9 年	・	12 年	
下刈り	スギ ヒノキ マツ	2 回	2 回	1 回	1 回	1 回	1 回						植栽による更新の 場合
つる切り								1 回		1 回			
除伐								1 回				1 回	
下刈り	コナラ クヌギ	1 回	1 回	1 回			1 回						ぼう芽更新し、胸 高直径 10 ～16 cm で 伐採する しいたけ 原木の場 合
芽かき					1 回			1 回					
除伐								1 回				1 回	
下刈り	マテバシイ	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回						
芽かき				1 回				1 回					
標準的な方法													
下刈り	植栽木が下草より抜け出るまで行う。施業時期は6～7月頃(年に2回実施する場合の2回目は8～9月頃)目安とし、下刈り回数や施業時期は施業の省力化、効率化に留意する。												
つる切り	下刈り終了後つるの繁茂状況に応じて行う。施業時期は6～7月頃を目安とする。												
除伐	造林木の成長を阻害する樹木、形質不良木を除去する。施業時期は8～10月頃を目安とする。												
芽かき	コナラ・クヌギでは、発生初期のぼう芽枝は枯死するものが多いため、3～4年経過して、ぼう芽枝が安定し優劣が付き始めた頃に3～5本/株に整理し、その後成長を見ながら1～3本/株を標準に調整することとする。 なお、幹から出たぼう芽枝は、はく離しやすいため、根のつけねや根から出たぼう芽枝を残すようにする。 しいたけ原木生産を目的とするマテバシイでは、ぼう芽発生初期から強度のぼう芽枝整理を行うと、残したぼう芽枝が孤立し、生育不良や風による折損が発生するため、樹冠がうっ閉し始める頃までは6～10 本/株に、うっ閉後は3～4本/株を標準に調整することとする。												

3 その他必要な事項

該当なし。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

当該森林区域を【別表1】に定めるものとする。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を【別表2】に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

区域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	コナラ クヌギ	その他 広葉樹
市内 全域	55 年	60 年	50 年	60 年	25 年	30 年

注1) スギ非赤枯性溝腐病、松くい虫、スギカミキリ等の病虫害の被害森林における被害の拡大防止や森林の再生のための伐採及び気象害の被害森林における森林の再生のための伐採については、上記の伐期齢の下限を適用しない。

2) 道路や電線、その他公共施設及び人家、その他建築物並びに農地への倒木や落枝による被害防止のための伐採（倒木や落枝が生じた場合、道路等に直接被害を与える可能性がある区域の森林の伐採に限る）においては、上記の伐期齢の下限を適用しない。

3) 特定苗木などの成長に優れた苗木においては、上記の伐期齢の下限を適用せず、調達が可能となった時点で、その特性に応じた伐期齢の下限の設定を検討することとする。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その

他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を【別表1】により定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るため

の森林施業を推進すべき森林

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ④ その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 施業の方法

ア①の森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で、伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに、天然力を活用した施業を推進するものとする。

ア②の森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を推進するものとする。

ア③の森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業等を推進するものとする。

また、ア①からア③までに挙げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林とし、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進するものとする。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐を行う森林の伐期齢の下限を以下のとおり定め、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

それぞれの森林の区域については、【別表 2】により定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	コナラ クヌギ	その他 広葉樹
市内 全域	90 年	100 年	80 年	100 年	30 年	40 年

注 1) スギ非赤枯性溝腐病、松くい虫、スギカミキリ等の病虫害の被害森林における被害の拡大防止や森林の再生のための伐採及び気象害の被害森林における森林の再生のための伐採については、上記の伐期齢の下限を適用しない。

- 2) 道路や電線、その他公共施設及び人家、その他建築物並びに農地への倒木や落枝による被害防止のための伐採（倒木や落枝が生じた場合、道路等に直接被害を与える可能性がある区域の森林の伐採に限る）においては、上記の伐期齢の下限を適用しない。

- 3) 特定苗木などの成長に優れた苗木においては、上記の伐期齢の下限を適用せず、調達が可能となった時点で、その特性に応じた伐期齢の下限の設定を検討することとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として、【別表 1】のとおり定める。

また、同区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を、特に効率的な施業が可能な森林として、【別表 1】のとおり定める。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとする。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととする。

【別表 1】

区 分	森林の区域	面積 (h a)
水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	19 ほ、19 へ、24～149、 150 に、150 ほ	8, 2 8 9
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	11 い～は、16 ほ、17 に、17 り、21 い～は、 21 へ、21 と、22 に、22 ぬ、24、25、27 ろ、29 ～31、32 い～に、33、 34 ろ、34 は、35 ろ、36 は、36 ほ、37、38 は、 39 ろ、57 に、58 ろ、58 は、58 ち、59 い、61 い、65 ろ、66 ち、67 は、67 へ、68 ほ、69	2, 7 5 3

	へ、70 は、70 と、70 ち、77 ほ、81 は、81 ほ、82 は～ほ、85、86 い、86 は、86 に、87、 88 は、88 へ、91 ろ、91 は、100、101 は、103 に、104 へ、105 ろ、106 ～116、117 ろ～に、118 と、118 ち、119 い、121 と～り、122 ろ、122 に、 122 と、123、124、125 い、125 ろ、126 い、128 ～130、131 ろ、134 に ～へ、137 い、140 へ	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森 林施業を推進すべき森林	1～11、18 と、19 い～ は、20 ろ、21 に	9 6 1
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推 進すべき森林	1、2 ろ～に、11 い～は、 11 へ、11 ち～ぬ、12、 15 ろ、15 と～よ、16 い～に、16 へ、18 と、 19 い～に、20 ろ、21 に、21 ほ、23、24 い～ へ、27 い、27 ろ、29～ 31、32 い、32 ろ、33、 34、35 い、41 は、42 は～ほ、43～66、67 い ～は、68 ろ、68 は、68 へ～り、135、136、137 い、139 ろ、139 ぬ、139 る、143 い～は、150、 151、	2 8 2 4
その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業 を推進すべき森林	—	—

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	15 ち～よ、16、23、24 ろ～ち、25 ろ～と、26 ～37、38 ろ、38 に～と、 39 い、40 は、41 は、46 ろ、46 は、47、70 い～ ほ、70 ち、71 い、71 ろ、71 に、71 ほ、76 に、77 は～ほ、78、81 ～90、91 い、91 は、94 へ、98、99、101、102 い～に、102 へ～り、103 は～ぬ、105、106 ろ、 106 ほ～と、107 い～は、 107 へ～り、109 い～と、 111 い、112 い、112 ろ、 114 は～ち、117 ろ～に、 118 ろ、118 に～ち、125、 127、128 ろ、129、133 い、134、135、138、139、 141、142 と、143 へ、 143 と、144 い～に、144 へ、145、148 い～ほ、 149 い～は、150、151	2, 8 2 4
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林	—	—

【別表 2】

施業の方法		森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林		19 ほ～へ、26, 27 は～28、30～36 ろ、36 に、38 い～ろ、38 に～39 い、39 は～41 ろ、42 い～ろ、50～61、64, 67 ～69 ほ、69 と～70 ろ、70 に～へ、71 ～77 に、78～81 ろ、81 に、82 い～ろ、82 へ～84、86 ろ、88 い～ろ、88 に～ほ、88 と～91 い、92～99、101 い～ろ、101 に～103 は、103 ほ～104 ほ、105、117 い、118 い～118 へ、119 ろ～121 へ、122 い、122 は、122 ほ～122 へ、125 は、126 ろ～127、131 い、132～134 は、137 ろ～139 い、139 は～り、140 い～ほ、140 と～142、143 に～149	4, 978
長伐期施業を推進すべき森林		3～10、15 ろ、15 と～16 へ、17 に、17 り、18 と～19 に、20 り～21、22 に、22 ぬ、23～25、27 い～27 ろ、29、36 は、36 ほ～37、38 は、39 ろ、41 は、42 は～49、62～63、65～66、69 へ、70 は、70 と～70 ち、77 ほ、81 は、81 ほ、82 は～ほ、85～86 い、86 は～87、88 は、88 へ、91 ろ～91 は、100、101 は、103 に、104 へ、105 ろ～116、117 ろ～に、118 と～119 い、121 と～121 り、122 ろ、122 に、122 と～125 ろ、126 い、128～130、131 ろ、134 に～137 い、139 ろ、139 ぬ～139 る、140 へ、143 い～は、150～151	4, 218
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	1～2、11～12、30～35 ろ、50～61、64, 67 い～は、67 へ、68 ろ～は、68 ほ～68 り	1, 541
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	—	—
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		—	—

3 その他必要な事項

特になし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

地域における森林資源の現状、森林所有者の状況、森林施業の実施状況及び森林組合等林業事業体の活動状況等を勘案したうえで、森林所有者から森林組合等林業事業体への「森林経営委託」を推進し、森林施業の集約化、経営規模の拡大を図る。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進するため、次の取組を推進する。

- ・ 不在市森林所有者を含む森林所有者等に対する長期にわたる包括的な施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ
- ・ 森林の経営の受託等を担う林業事業体等の育成
- ・ 施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん
- ・ 地域協議会の開催による合意形成
- ・ 森林の経営の受託、森林の信託、林地の取得等

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

林業事業体等が森林の施業又は経営の受託等を実施するうえで、長期の施業の受託や森林の経営の受託等の受託の方法及び立木の育成権の受任の程度について留意し、必要に応じて情報提供等を行うものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

令和4年度に富津市森林整備方針及び事業計画書を作成した際の調査では、市内の人工林は点在しており集積による団地化は難しく、地形的にも急峻で林業の経営を行っていくのが困難な地域であると考察されているが、森林所有者が自ら森林経営管理ができない場合などで、多様で健全な森林への誘導等による公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の促進のため、地域の森林を団地化し一括して経営管理を行う必要がある場合は、本市や森林組合等による一括管理に向けた意向調査や森林境界の明確化などの森林環境譲与税を活用した各種取組を実施するほか、必要に応じて森林経営管理制度の活用を図る。

5 その他必要な事項

該当なし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

地域の森林の所有規模や森林所有者の施業意欲等を勘案した上で、複数の森林所有者が森林施業を共同化することにより施業の効率化や継続性の確保が図れる見込みがある場合は、地域への普及啓発等を通じて共同化に向けた森林所有者の合意形成に努め、必要に応じて法第10条の11第1項に規定する施業実施協定の締結を促す等、森林施業の共同化を促進するものとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化促進に当たっては、路網の整備や境界の明確化、森林組合や林業事業体への間伐等業務の委託など、共同化により得られる成果を明らかにし、関係者の理解を得ることに努めるものとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

共同で設置する施設の管理や、共同で行う施業の実施を確実にを行うため、関係者間の情報の共有と意思の疎通に努めるものとする。

4 その他必要な事項

該当なし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

傾斜等の自然条件や事業量のまとまり等、効率的な森林施業を推進するため、「林地の傾斜区分」や「作業システム」に応じた路網密度を確保し、施業により伐採された木材については、出来る限り搬出し利活用を図ることとする。

搬出に欠かすことのできない路網については、基幹路網として林道、もしくは林業専用道を必要に応じて整備し、また、細部路網として森林作業道、作業路を積極的に整備するよう森林所有者や施業の実施者に促すこととする。

なお、路網については下表の路網密度を水準としているが、市内計画対象森林内の公道（国、県、市道、農道等（幅員3.0m以上の道路））及び既設林道の延長を計測した結果、下表の路網密度を超えている箇所が多いため、高性能林業機械による作業システムに必要な森林作業道の計画を推進し、効率的な森林施業を推進する。

区分	作業システム	路網密度（m/ha）		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 （0°～15°）	車両系 作業システム	35 以上	75 以上	110 以上
中傾斜地 （15°～30°）	車両系 作業システム	25 以上	60 以上	85 以上

	架線系 作業システム	25 以上	0 以上	25 以上
急傾斜地 (30° ～35°)	車両系 作業システム	20 以上	40 以上	60 〈50〉 以上
	架線系 作業システム	20 以上	0 以上	20 〈15〉 以上
急峻地 (35° ～)	架線系 作業システム	5 以上	0 以上	5 以上

注1) 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所適用するものであり、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

- 2) 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。
- 3) 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。
- 4) 「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
該当なし。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

林道や林業専用道などの基幹路網については、安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図ることとし、県が定める「林業専用道作設指針」にのっとり開設するものとする。

イ 基幹路網の整備計画

開設 / 拡張	種類	(区分)	位置	路線名	延長 (km) 及び箇所数	利用区域 面積 (ha)	前半5カ年 の計画箇所	備考
開設	自動車道	林道		志組線	0.3	463		
〃	〃	〃		神徳高宕山線	3.3	280		
〃	〃	〃		神徳高宕山支線	1.0	280		
〃	〃	〃		保田見線	4.6	276		改築
〃	〃	〃		鬼泪山支線	1.6	142		
〃	〃	〃		東奥野線	0.8	142		
〃	〃	〃		竹岡線	0.3	73		

〃	〃	〃		志駒線	1.7	152		改築
〃	〃	〃		小倉線	2.5	76		
〃	〃	〃		宇藤木線	1.8	54		
計				10 路線	17.9			
拡張	(改良)	林道		志組線	0.3(3)	472		
〃	〃	〃		東奥野線	0.2(2)	142		
〃	〃	〃		市之沢線	0.1(1)	107		
〃	〃	〃		豊岡線	0.3(3)	197		
〃	〃	〃		竹岡線	0.8(8)	73		
〃	〃	〃		横尾線	0.1(1)	182		
〃	〃	〃		金谷元名線	1.3(3)	213		
計				7 路線	3.1(21)			
拡張	(舗装)	林道		竹岡線	0.5(3)	73		
〃	〃	〃		金谷元名線	1.5(1)	213		
計				2 路線	2.0(4)			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

国が示す要領等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設については、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、県が定める「森林作業道作設指針」にのっとり開設するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「森林作業道作設指針」等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適切に管理するものとする。

(3) 集材に関する事項

集材の方法については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)に即した方法で行うものとする。

4 その他必要な事項

該当なし。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本市の林家の大部分が小規模所有者であるため、林業のみで生計を維持するこ

とは困難である場合が多い。

従って、施業の共同化を通じて合理化を進めるとともに農業との複合経営による経営の健全化及び安定化を目標とし、林道・作業路等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとする。

また、森林組合については、組合員と密着した協同組合としての機能を十分に発揮できるよう作業班の編成の拡充等、体質強化を図り、各種事業の受委託の拡大及び労務班の雇用の通年化と近代化に努めることとする。

さらに、林業の持続的かつ健全な発展のため、森林環境譲与税等を活用した担い手となる林業事業体の育成及び活動の推進を図る。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中にあつて、森林施業の合理化を図るためには機械化は必要不可欠であり、更なる生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低減を図るため、以下のとおり機械化を検討していく。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類			現 状 (参 考)	将 来
伐 倒 造 材 集 材	市内 全域	伐 倒	チェンソー フェラーバンチャ	チェンソー ハーベスタ プロセッサ
		造 材	チェンソー	チェンソー ハーベスタ プロセッサ
		集 材	フォワーダー グラップル	フォワーダー グラップル
造 林 保育等	地ごしらえ		チェンソー グラップル	チェンソー グラップル
	下 刈 り		刈払い機	刈払い機 自走式刈払い機
	枝 打 ち		人力	小型チェンソー リモコン自動枝打ち機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市の素材は、保育管理の不実行による材質の低下に伴い、安価な立木価格にある。今後、地域林業を育成するため、素材生産業者及び木材市場等の協力を得て、生産体制の整備とともに流通加工体制の整備に努め、高品質優良材の生産に導くとともに、組織的な集荷体制の整備等により安定した素材生産を図る。

また、構造物の木造化、内装の木質化等、さまざまな施設における木材利用や木質バイオマスの利用拡大を推進する。

また、特用林産物のうち本市の特産物の一つであるしいたけについては、生産が積極的に行われているが、いずれも個人経営で小規模であり、生産量は減少傾向である。

今後については、原木の安定供給、経営の共同合理化及び品質向上を図り、農協と連携して販路の拡大に努め、生産振興を図る。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	計 画		計 画	
	位 置	規 模 (t)	位 置	規 模 (t)
木製品販売所	宝 竜 寺	1ヵ所		

4 その他必要な事項

木材の利用促進に関して、森林組合などの林業事業体等の活動を推進し、森林・林業・木材産業の果たす役割、木材利用の意義や木材に関する情報等の発信に努め、木材の利用促進を図る。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を【別表3】に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

現地の状況に応じて、防護柵の設置及び維持管理、忌避剤の塗布、食害防止チューブの設置等、ニホンジカ等による被害を防止するために効果を有すると考えられる保護措置、又は捕獲による鳥獣害防止対策を千葉県野生鳥獣対策本

部や富津市有害鳥獣対策協議会等と連携し、推進する。

【別表 3】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	1 林班～1 5 1 林班	9, 789. 75

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止方法の実施状況の確認に当たっては、必要に応じて森林経営計画認定森林所有者等から報告や現地の状況の分かる写真の提供を求める等、日頃から状況の把握に努めることとする。

本市では、人の生活圏においてもイノシシ等の鳥獣が出没している。については、人と鳥獣との生活圏の棲み分けを行うため、鳥獣被害対策に効果的な森林整備を推進する。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

森林病虫害の駆除及び予防、火災の防止その他森林の保護については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林や針広混交林の造成等により病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めることとする。

また、日常の管理を通じて森林の実態を的確に把握し、次の事項に配意して適時適切に行うこととする。

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

ア 松くい虫被害の防止

松くい虫被害防止のため、森林病虫害等防除法に基づき保安林等、公益的機能の高い松林を中心に、薬剤防除及び被害木の伐倒駆除を行うこととする。

また、被害の状況に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進等総合的な対策を講ずることを推進する。

イ スギ非赤枯性溝腐病の被害対策

本市に植栽されているサンプスギは非赤枯性溝腐病の被害を受けやすく、森林の機能が低下する可能性がある。

このため、非赤枯性溝腐病の被害林については、道路沿い等の緊急性の高い箇所を中心に被害木の伐倒整理、林外搬出、伐採跡地の造林、造林後の下刈りまで一貫した施業を実施し、低下している森林機能の回復を図るものとする。

ウ スギカミキリによるせん孔被害対策

スギカミキリは、スギやヒノキの材をせん孔し、材価を著しく低下させる

害虫であり、近年鹿野山周辺で被害が拡大している。

このため、スギカミキリの被害林の早期発見及び早期駆除に努めることとし、被害木の伐倒整理、林外搬出、チップ化等を進めるとともに、被害の状況に応じた防除対策を実施することとする。

エ ナラ枯れ被害対策

ナラ枯れは、カシノナガキクイムシにより媒介された病原菌により、ナラ類、シイ・カシ類等のブナ科樹木が枯れる病害であり、比較的高齢級で大径化した樹木に被害が多く見られる。

被害の拡大防止や、倒木・落枝等による被害防止のため、被害の監視体制を整え継続的なモニタリングや、被害木の伐倒や破砕・焼却処理、薬剤使用等による防除を実施するとともに、高齢木や大径木の伐採更新による被害を受けにくい森林づくりを進める。

なお、森林病虫害等のまん延のため、緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、森林所有者等に伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

(2) その他

森林病虫害等の早期発見による被害の未然防止や薬剤等による早期駆除などへの組織的な対応を図るため、行政機関、森林組合、森林所有者等の連携による体制づくりを進めることとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

シカ等の野生鳥獣による食害、はく皮等の被害を防止するため、被害の早期発見に努め、植栽・間伐の森林施業に応じた計画的な防護柵の設置、テープ巻き等による被害防止対策を進める。

また、鳥獣保護管理施策と調和を図りながら、関係機関と連携して被害の早期発見、防除・予防方法等の普及に努め、森林被害対策を進めることとする。

なお、海岸林のマツ苗木のウサギによる食害を防ぐため、下刈り等管理作業を行う際、竹編柵の出入口を開放しないよう注意を促すよう助言をする。

3 林野火災の予防の方法

山火事予防運動期間に合わせて森林内でのたき火、タバコに注意するよう地域住民への普及啓発を行うこと等により林野火災を予防することとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等を目的とする火入れの実施に当たっては、「富津市火入れに関する条例」に規定する防火措置、火入れ方法等の徹底を図ることで、森林における火災事故を予防することとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

病虫害のまん延防止のため、伐倒駆除する必要がある林分については、伐採とその後の更新を促進する。

森林の区域	備考
市内全域	

(2) その他

森林被害の未然防止を図ることを目的に、保安林地域及びその他の森林で森林レクリエーションのための利用者が特に多く山火事の被害が発生する恐れの高い地域等を対象として、森林所有者自身による所有森林の巡回を推進する。

また、房総の美しい景観を形成し多様な生物の宝庫である里山を良好な状態で次代に引き継ぐことを目的に、「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」に基づく県、市、市民、里山活動団体、土地所有者等の適切な役割分担と協働を促進し、企業や民間団体、みどりのボランティア等による森林・里山の保全・整備・活用を推進する。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし。

4 その他必要な事項

該当なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア II の第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐

後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び

IIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林 班	区域面積 (ha)
富津・大貫地区	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11	928.00
湊・佐貫地区	12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25	643.67
天神山地区	98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119 120, 121, 122	1,731.99
竹岡地区	123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 133 134, 135, 136, 137	1,056.32
金谷地区	138, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 147, 148 149, 150, 151	845.72
環地区	26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47	1,400.10
駒山地区	73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97	1,573.65
関豊地区	48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72	1,610.30
計		9,789.75

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林整備に伴い生産されるスギ、ヒノキの間伐材やその他広葉樹材、竹材等の活用に関して千葉県森林組合、千葉県森林整備協会及び君津市農業協同組合と連携した地域振興について推進する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

戸面原ダム周辺の森林は、市民の森として位置づけられ、管理棟のある芝生広場を中心にアスレチック広場、パノラマ広場、野鳥の森、キャンプ場が整備されており、青少年の健全育成や森林とのふれあいの場として森林の総合利用を推進する。

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		計 画	
	位置	規 模	位置	規 模
市民の森	豊岡	管理棟 キャンプ場 ふれあい広場 パノラマ広場 野鳥の森		

5 住民参加による森林の整備に関する事項

（１）地域住民参加による取組に関する事項

みどりの少年団をはじめとする小中学校を中心とした林業普及のための森林・林業教育の推進を図る。

また、市民の森周辺を利用した森林・林業体験機会の提供等により森林の重要性についての普及を行う。

（２）上下連携による取組に関する事項

該当なし。

（３）その他

該当なし。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし。

7 その他必要な事項

（１）保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従った森林施業を行うこととする。

（２）森林法第10条の2による林地開発許可、千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例第18条の規定による小規模林地開発行為の届出並びに森林法第10条の8の規定による伐採及び伐採後の造林の届出等により一時転用された森林においては、当該地域の目指すべき森林資源の姿（Ⅰ－2－(1)、別表1）、

造林に関する事項（Ⅱ－第２）、下記の「林相と主な機能」を踏まえ、将来的に本計画に沿った森林となるよう努めるものとする。

（３） 森林を転用（一時転用を含む）する場合は周辺の森林や河川、施設等への土砂の流出等が発生しないよう十分な対策を講じるよう努めるものとする。

「林相と主な機能」

林相	常緑広葉樹優占林	落葉広葉樹優占林	常落針混交林	針葉樹優占林		竹林
				スギ・ヒノキ林	マツ林	
優先樹種	高木層にスダジイ、シラカシ、アカガシ、アラカシなどの常緑広葉樹が優占する森林	高木層にコナラ、クヌギ、イヌシデ、ヤマザクラ、アカメガシワなどの落葉広葉樹が優占する森林	常緑および落葉の広葉樹、モミ、スギ、ヒノキなどの針葉樹からなる多様な高木層をもつ森林	高木層に木材生産を目的とするスギ、ヒノキが優占する森林	高木層にアカマツ、クロマツが優占する比較的明るい森林	モウソウチク、マダケ、メダケ等のタケ類が優占する森林
例						
管理方法	本県の極相林、手を加えないと常緑広葉樹林となる。林内が比較的暗くなると亜高木層以下の階層構造があまり発達しないため、防災上も密度管理が必要である。	放置した場合には遷移により次第に常緑樹林化するため、明るい森林を維持するためには恒常的な抜き切りが必要である。	放置した場合には遷移により次第に常緑樹林化するので、維持のためには抜き切りが必要である。	高齢、高木林化して立木密度を低下させ、林内を明るくして階層構造が発達した森林にする。	防災林以外は、立木密度を低下させ、林内を明るくして多様な樹種を侵入させ階層構造が発達した森林にする。	根系の伸長により周囲の森林に侵入し、スギ・ヒノキ人工林、広葉樹林が竹林化する場合もあるため、区域管理が必要である。
主な機能	手を加えない森林、生物多様性に富む森林、水源林	景観林、里山林、原木林等	水源林、手をあまり加えず大径木等の生産も目的とした森林	生産を目的とした森林	防災林、景観林	生産を目的とした竹林

付属資料

統計書の凡例について
「－」・・・皆無又は該当数字のないもの
「０」・・・表彰単位に満たないもの、統計値「０」のもの
「空欄」・・・不詳あるいは資料無し
「×」・・・秘匿データ

- 1. 森林整備計画概要図 別添のとおり
- 2. 参考資料

(1)人口及び就業構造

①年齢層別人口動態

	年次	総計			0～14歳			15～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成 22 年	48,073 (95.8)	24,130	23,943	5,009	2,609	2,400	29,028	15,376	13,652	14,036	6,145	7,891
	平成 27 年	45,601 (94.9)	22,975	22,626	4,271	2,221	2,050	25,510	13,678	11,832	15,820	7,076	8,744
	令和 2 年	41,759 (91.6)	21,164	20,595	3,665	1,908	1,752	21,976	11,946	10,030	16,118	7,310	8,808
構成比 (%)	平成 22 年	100.0	50.2	49.8	10.4	5.4	5.0	60.4	32.0	28.4	29.2	12.8	16.4
	平成 27 年	100.0	50.4	49.6	9.4	4.9	4.5	55.9	30.0	25.9	34.7	15.5	19.2
	令和 2 年	100.0	50.7	49.3	8.8	4.6	4.2	52.6	28.6	24.0	38.6	17.5	21.1

- (注) 1. 資料は国勢調査による。
2. 年次は、結果が公表されている最近3回の調査年次
3. 総数の計の()内には隔年時の比率を記入

②産業部門別就業者数等

	年 次 総 数		第 1 次産業				第 2 次 産 業		第 3 次産業
			農業	林業	漁業	小計	うち木材・木製品 製造業		
実数 (人)	平成 22 年	23,066	917	25	915	1,857	6,391	62	14,251
	平成 27 年	22,526	942	16	754	1,712	6,205	42	14,011
	令和 2 年	20,364	710	17	398	1,125	5,446	—	12,907
構成比 (%)	平成 22 年	100.0	4.0	0.1	4.0	8.1	27.7	0.3	61.8
	平成 27 年	100.0	4.2	0.1	3.3	7.6	27.5	0.2	62.2
	令和 2 年	100.0	3.5	0.1	2.0	5.5	26.7	—	63.4

- (注) 1. 資料は国勢調査及び経済センサスによる。
2. 年次は、結果が公表されている最近3回の調査年次

(2) 土地利用

	年次	総土地 面積	耕地面積							草地 面積	林野面積			その他 面積
			計	田	畑	樹園地			計		森林	原野		
						果 樹 園	茶 園	桑 園						
実数 (ha)	平成 22 年	20,535	1,302	1,104	182	17	—	—	—	3	12,482	12,455	27	6,748
	平成 27 年	20,553	1,248	1,069	165	14	—	—	—	3	12,482	12,455	27	6,820
	令和 2 年	20,553	1,189	1,045	128	15	—	—	—	—	12,223	12,196	27	7,141
構成比 (%)	平成 22 年	100.0	6.3	5.4	0.9	0.1	—	—	—	0.0	60.8	60.7	0.1	32.9
	平成 27 年	100.0	6.1	5.2	0.8	0.1	—	—	—	0.0	60.7	60.6	0.1	33.2
	令和 2 年	100.0	5.8	5.1	0.6	0.1	—	—	—	—	59.5	59.3	0.1	34.7

(注) 1. 資料は農業センサスによる。

2. 年次は、結果が公表されている最近 3 回の調査年次

3. 「林野面積」について調査が行われていない年次については空欄

4. 「草地面積」は、「永年牧草地」「採草地」「放牧地」の計を記入
ただし、「山林のうち牧草地、放牧地」は除く。

(3) 森林転用面積

年 次	総数	工場・事 業場用地	住宅・ 別荘用 地	ゴルフ場・ レジャー用地	農用地	公 共 用 地	その他
昭和 55 年	67 ha	4 ha	— ha	— ha	29 ha	1 ha	33 ha
平成 2 年	128ha	—	15ha	11ha	2 ha	—	100 ha
平成 12 年	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 資料は国勢調査による。

2. 年次は、結果が公表されている最近 3 回の調査年次

(4) 森林資源の現況等

①保有形態別森林面積

保有形態		総面積		立木地			人工林率 (B/A)
		面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	
総数		11,561ha	100%	10,740ha	2,945ha	7,795ha	25.5%
国有林		1,771	15.3	1,715	1,259	456	71.0
公有 林	計	341	2.9	302	99	203	29.0
	県有林	287	2.4	251	94	157	32.8
	市有林	54	0.5	51	5	46	9.3
	財産区有林	—	—	—	—	—	—
私有林		9,449	81.7	8,725	1,589	7,136	16.8

- (注) 1. 国有林については関東森林管理局提供の資料により、地域森林計画対象民有林(私有林及び公有林)については千葉県森林課の森林計画資料による。
2. 県有林とは県が、市有林とは市が、財産区とは地方自治法第3編第4章に規定される財産区が、それぞれ森林所有者である森林をいい、私有林とは上記以外の民有林をいう。学校林は市有林とする。
3. 私有林には社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含める。

②市内在住者・市外在住者別私有林面積

	年次	私有林合計	市内在住者面積	市外在住者面積		
				計	県内	県外
実数 ha	昭和 55 年	10,197	6,310	3,887	972	2,915
	平成 2 年	10,340	6,584	3,756	1,462	2,294
	平成 12 年	9,095	—	—	—	—
構成比 %	昭和 55 年	100.0	61.9	38.1	(25.0)	(75.0)
	平成 2 年	100.0	63.7	36.3	(38.9)	(61.1)
	平成 12 年	100.0	—	—	—	—

- (注) 1. 資料は農林業センサスとする。
2. 年次は、結果が公表されている最近3回の調査年次とする。
3. 構成比()は、市外在住者の面積の県内・県外比率とする。

③民有林の齢級別面積

(令和6年3月31日現在)

齢級別 区分	総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11 齢級 以上
民有林計	9026.54ha	14.83ha	210.18ha	204.64ha	288.66ha	417.74ha	7890.49ha
人工林	1,687.76	4.64	61.20	88.44	135.12	190.09	1,208.27
天然林	7,338.78	10.19	148.98	116.20	153.54	227.65	6,682.22
(備考)							

(注) 1. 資料は令和5年度千葉県森林計画資料による。

④保有山林面積規模別林家数

(令和2年現在)

面積規模	林家数	面積規模	林家数	面積規模	林家数
～1ha	—	10～20ha	7	50～100ha	—
1～5ha	387	20～30ha	5	100～500ha	—
5～10ha	39	30～50ha	1	500ha 以上	—
(注) 資料は2020年農林業センサスによる。				総数	439

⑤作業路網の現況

(ア)基幹路網の現況

(令和6年3月31日現在)

区 分		路 線 数	延長(km)	備考
基幹路網	県 管 理	10	18.0	
	市 管 理	24	44.7	
うち林業専用道		—	—	

(イ)細部路網の現況

区 分	路 線 数	延 長 (km)	備考
森林作業道	2	0.6	

(5)計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在 該当なし

(6)市町村における林業の位置付け

①産業別総生産額 (単位：百万円)

総 生 産 額(A)		-
第1次産業		-
内	うち 林 業(B)	-
第2次産業		-
訳	うち木材・木製品製造業(C)	-
第3次産業		-
B+C/A		- %

(注) 都道府県別産業別総生産額は、内閣府「県民経済計算年報」に掲載されている。

これに準ずる方法により算定される市町村別の数値を記載する。

②製造業の事業所数、従業者数、現金給与総額 (令和2年現在)

	事業所数	従業者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	64	2,393	1,072,677
うち木材・木製品製造業(B)	2	15	-
B/A	3.13%	0.63%	- %

(注) 1. 資料は、2020工業統計表による。

2. 製造業には、林業が含まれない。

3. 木材・木製品製造業の定義は、「産業分類」(総務省)によるものであり、製材 業業, 合板製造業等が含まれる。

(7)林業関係の就業状況

区分	組合・事業所数	従業者数		備考
			うち作業員数	
森林組合	1	21	16	(名称：千葉県森林組合南部支所)
企業組合	—	—	—	
素材生産業	—	—	—	
製材業	—	—	—	
森林管理局	—		—	
林業就業者数		27		
合計	1	27	16	

(注) 林業従事者数は、2020農林業センサスによる。森林組合は聴き取りによる。

(8) 林業機械等設置状況

区分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備 考
集材機							
モノケーブル							ジグザグ集材施設
リモコンウインチ							無線操縦等による木寄機
自走式搬器							リモコン操作による巻き上げ式搬器
運材車							林内作業車
ホイールトラクタ							主として索引式集材用
動力枝打機							自動木登機
トラック							主として運材用トラック
グラップルクレーン							グラップル式のクレーン
計							
＜高性能機械＞							
フェラーバンチャ	0						伐倒、木揃用の自走式
スキ ッ ダ	0						索引式集材車両
プロセッサ・グラッ ブルソー	1				1	5	枝払、玉切、集積用自走機
ハーベスタ	0						伐倒、枝払、玉切、集積用自走機
フォワーダ	0					2	積載式集材車両
タワーヤーダ	0					2	タワー付き集材機
計	1				1	9	

(注) 1. 林業機械等の種類は適宜追加する。

2. 単位は、林業機械等の種類により適宜定める。

(9) 林産物の生産概況

種類	素材	チップ	苗木	シイタケ		ナメコ
				生	乾	
生産量	kg	m ³	千本	Kg	Kg	Kg
	—	—	—	—	—	—
生産額(百万円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最近1年間の生産について記入する。

2. その他の品目があれば、欄を設けて記入する。

(10) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番 号	所 在	現 況 (面積、樹種、林齢、材積等)	経営管理実地権 設 定の有無
—	—	—	無

富津市森林整備計画概要図 (公益的機能別施業森林区域図)(1/2)

富津市_公益的機能区分等

- ゾーニング水源涵養
- ゾーニング災害防止
- ゾーニング快適環境
- ゾーニング保健文化
- ゾーニング木材生産

国有林

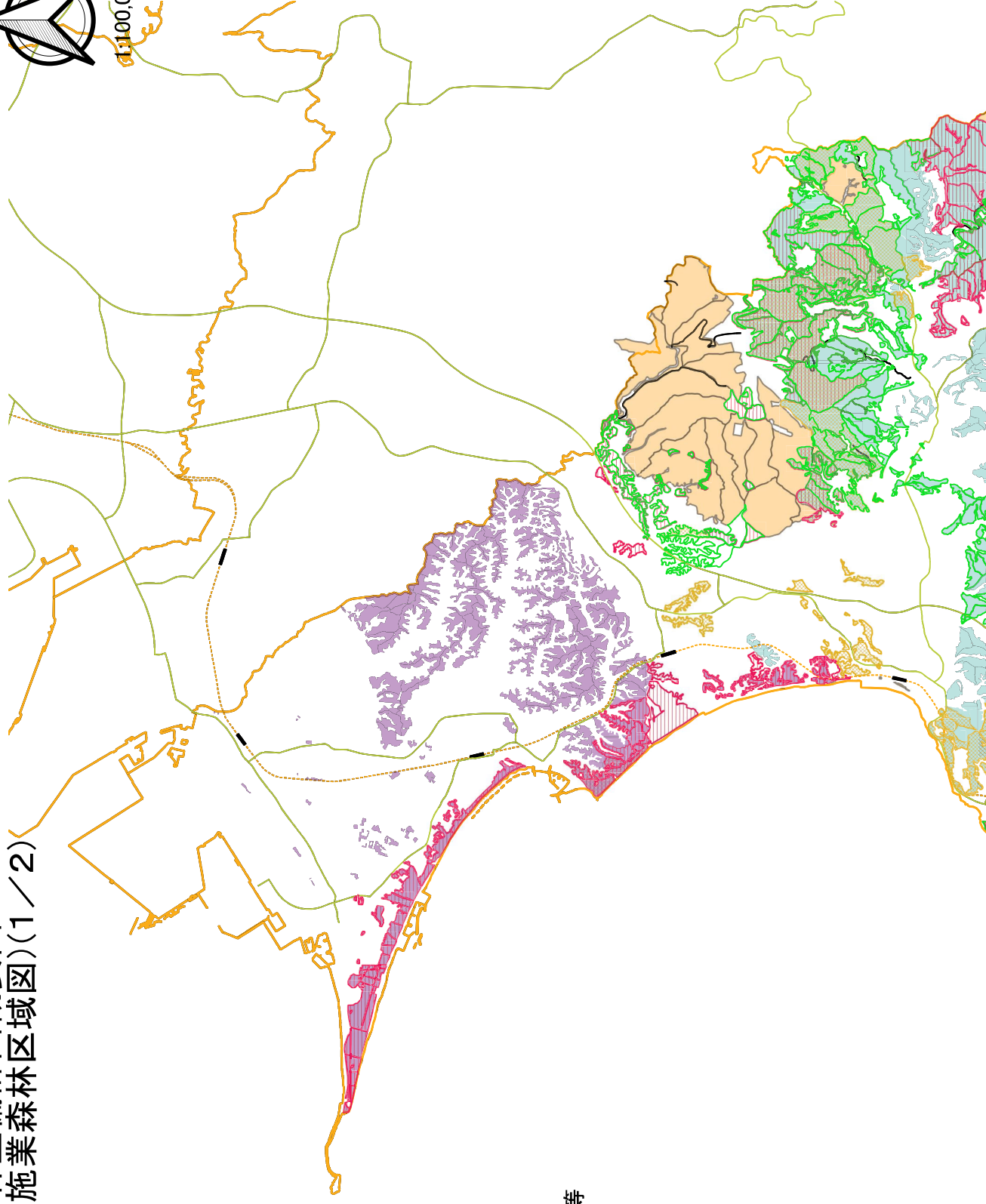
林道

緊急輸送路

駅

鉄道

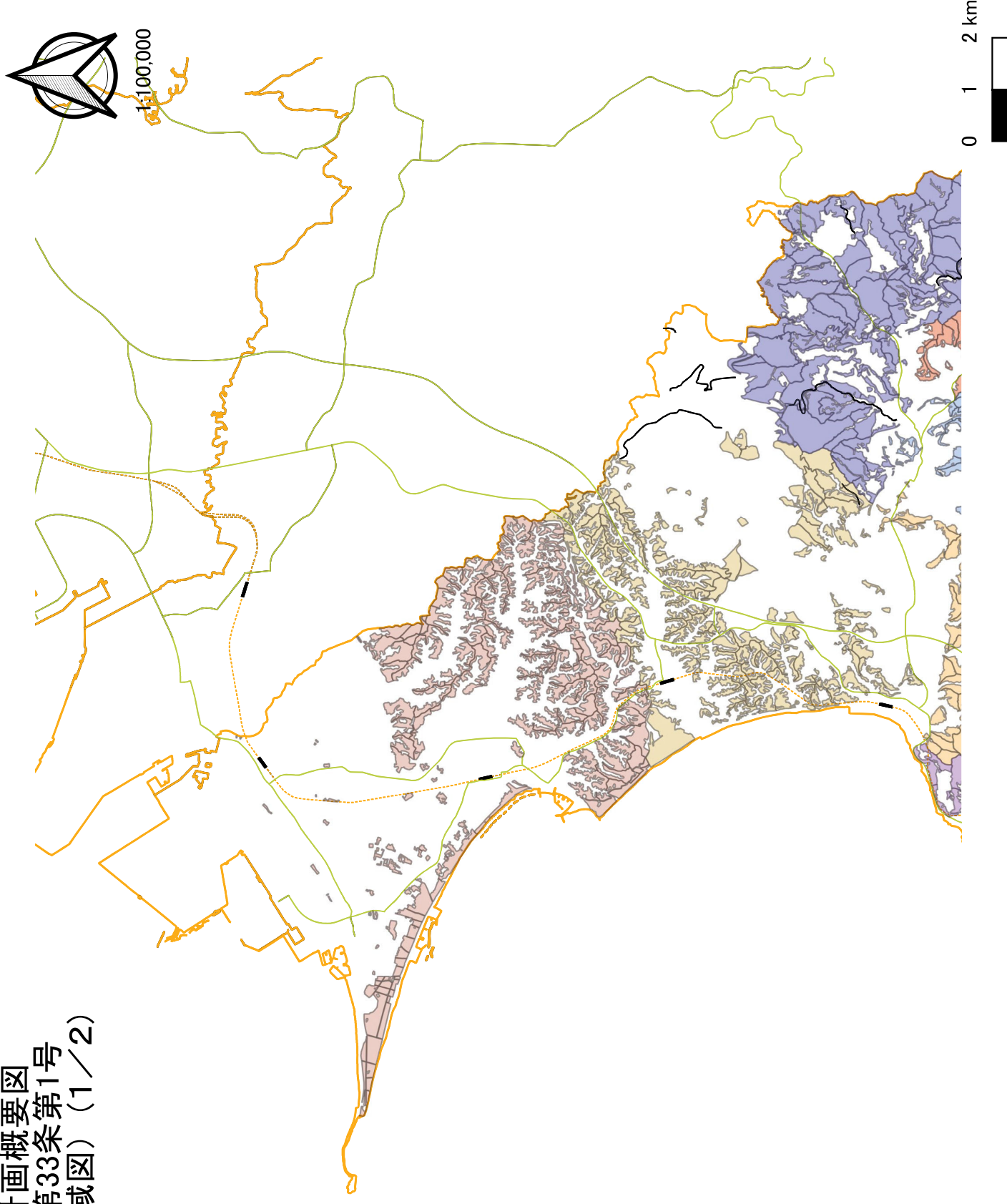
市町村界



0 1 2 km

富津市森林整備計画概要図
 (森林法施行規則第33条第1号
 口の規定に基づく区域図) (1/2)

- 富津・大貫地区
- 湊・佐貫地区
- 天神山地区
- 竹岡地区
- 環地区
- 駒山地区
- 関豊地区
- 林道
- 緊急輸送路
- 駅
- 鉄道
- 市町村界

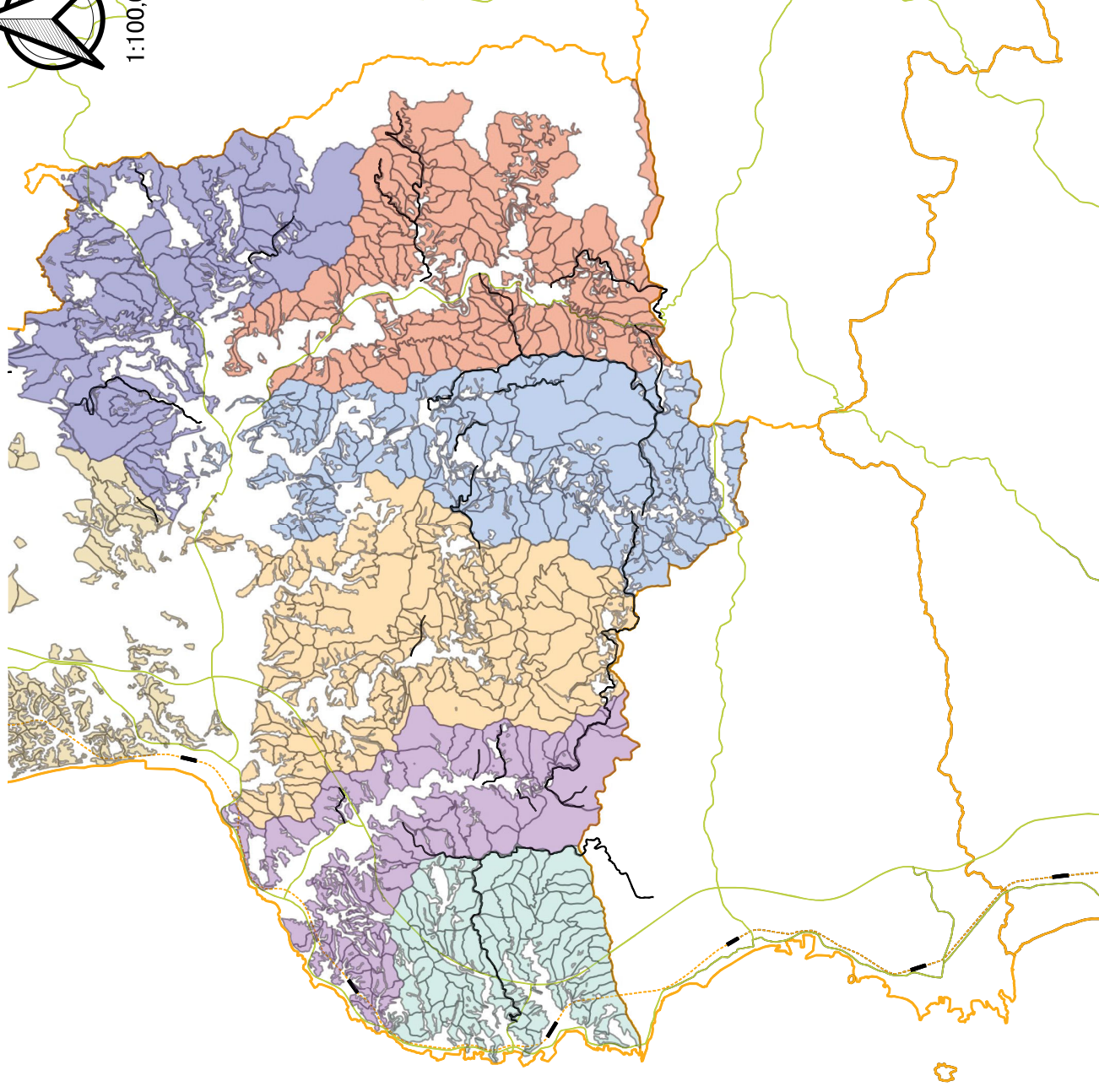


富津市森林整備計画概要図
 (森林法施行規則第33条第1号
 口の規定に基づく区域図) (2/2)

- 湊・佐貫地区
- 天神山地区
- 竹岡地区
- 金谷地区
- 環地区
- 駒山地区
- 関豊地区
- 林道
- 緊急輸送路
- 駅
- 鉄道
- 市町村界



1:100,000



0 1 2 km

